

議第5号

高山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例について

高山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い制定しようとする。

## 高山市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

### (勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、高山市職員の勤務時間等に関する条例（平成6年高山市条例第25号）の適用を受ける職員の例による。

### (職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、高山市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年高山市条例第5号）の適用を受ける職員の例による。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

### (高山市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の廃止)

2 高山市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和36年高山市条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

### (経過措置)

3 この条例の施行の際現に在任する教育長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により引き続き従前の例により教育委員会の委員として在職する間については、この条例の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。